

大和市告示第88号

大和市被虐待障がい者支援要綱を次のように定める。

平成27年4月10日

大和市長 大木 哲

大和市被虐待障がい者支援要綱

(目的)

第1条 この要綱は、障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（平成23年法律第79号。以下「法」という。）第2条第2項に規定する障害者虐待により緊急かつ一時的な避難が必要と認められる障がい者（以下「被虐待障がい者」という。）に対し、一時的な避難に要する費用を支給すること（以下「支援」という。）により、被虐待障がい者の安全を確保することを目的とする。

(支援対象)

第2条 支援の対象となる者は、被虐待障がい者であって次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 法第9条第2項に規定する障害者支援施設等が満床等の理由により当該障害者支援施設等に入所できない者
- (2) 所持金等が極めて少なく、かつ、親族からの援助を受けられない状況にある者
- (3) 1人で宿泊が可能な者

(支援内容)

第3条 支援の対象となる費用は、被虐待障がい者がホテルその他の宿泊施設において宿泊するために要する費用とし、その内容は次の各号に掲げる費用区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 宿泊費 1日1人につき、6,090円を限度とする。ただし、5日を限度とする。
- (2) 食費 1日1人につき、1,500円を限度とする。ただし、5日を限度とする。
- (3) 交通費 宿泊施設等までの交通費として、1人1回につき、1,000円を限度として実費の範囲内において支給する。

2 前項各号に掲げる費用は、必要に応じ併せて支給することができるものとする。

(申請)

第4条 支援を受けようとする被虐待障がい者は、大和市被虐待障がい者緊急一時支援申請書を市長に提出しなければならない。

(支援の決定及び記録)

第5条 市長は、前条の申請書の提出を受けた場合は、速やかに支援の可否を審査し、支援内容を決定した上で、その旨を被虐待障がい者に通知するものとする。

2 市長は、実施した支援の内容等を大和市被虐待障がい者緊急一時支援記録簿に記録し、保管するものとする。

(返還)

第6条 市長は、被虐待障がい者が偽りその他の不正な手段により支援を受けたときは、当該被虐待障がい者に対する支援の決定を取り消し、又は既に支給した金額の一部又は全部を返還させることができる。

(関係機関との連携)

第7条 市長は、支援を行う場合は、警察署その他の関係機関との緊密な連携を図るものとする。

(様式)

第8条 この要綱で使用する様式は、別表のとおりとし、その内容は別に定める。

(委任)

第9条 この要綱に定めがあるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、公表の日から施行する。

別表（第8条関係）

様式番号	様式の名称	関係条文
第1号様式	大和市被虐待障がい者緊急一時支援申請書	第4条
第2号様式	大和市被虐待障がい者緊急一時支援記録簿	第5条